

日 程	平成 29 年 5 月 8 日(月)～10 日(水)
視 察 先 及 び 調 査 項 目	大阪府 高槻市立桜台認定こども園 (8 日:10 時～12 時) ・認定こども園の取り組みについて
	福岡県 北九州市 (9 日:10 時 30 分～12 時) ・乳幼児教育の充実について
	広島県 三次市 (10 日:10 時～11 時 30 分) ・ごみ減量化の取り組みについて
参加委員	鯛慶一委員長、松岡茂長副委員長、今西克己委員、小谷繁雄委員、 後野和史委員、谷川眞司委員、山本治兵衛委員

調 査 概 要

◎大阪府 高槻市

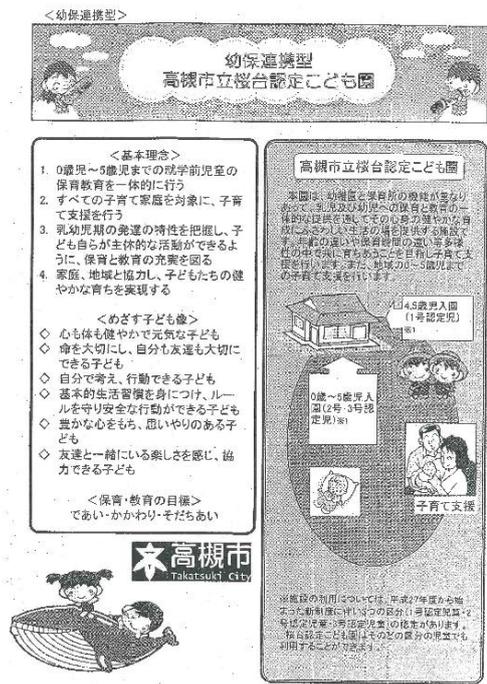
対応者：高槻市立桜台認定こども園長、子ども未来部保育幼稚園総務課長代理、
議会事務局主査、主事

(1) 認定こども園の取り組みについて

①認定こども園の概要について

幼保連携型認定こども園は、平成 27 年の新制度実施に伴う法改正により、幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設として設置された。

就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と、地域における子育て支援を行う機能を持っている。3 歳以上の子どもは保護者の就労の有無にかかわらず教育・保育を一緒に受けることができる。例えば保育所では保護者が仕事を辞めた場合、子どもは保育所を退園する必要があるが、認定こども園では、保護者の就労状況が変わった場合でも継続して通園でき、子どもの連続した育ちを保証している。



②運営状況等について

高槻市では平成 26 年以降保育所等待機児童数ゼロを達成しているが、近年の保育需要の増大から更なる対応が必要である一方、公立幼稚園は入園児数の減少により集団規模を維持する事が難しくなっている(高槻市:公立幼稚園数 22、公立保育所数 13)。平成 28 年 1 月に、子ども子育て会議を立ち上げ、諮問を行い、答申を受けた。公立施設はすべて認定こども園として再配置すべきとの答申を受け、それを元に認定こども園の配置計画が出来上がった。

桜台認定こども園は、元々桜台幼稚園があったところに乳児棟ができたので、幼稚

園保護者にとっては園庭も狭くなったし、何故こんなところにとマイナス的な意見があった。

行事数を幼稚園に合わせると、保育所保護者からすると仕事を辞めなければならない位の行事数になる。そこで行事数を少し削減すると、幼稚園保護者からはもっと子どもと接したいのにとということになる。全く何もない所に認定こども園ができたのであればそれを理解して入園されるが、元々幼稚園であった所を認定こども園に移行したので、保護者の理解を得るのに苦労した。

子どもにとって、様々な生活スタイルがある事を知り、視野が広がり、「今まで通りにはいかない」状況を乗り越えることでコミュニケーション力が育つ。

保護者にとっても、生活スタイルの異なる保護者との交流が進み、地域で子育てを助け合える環境ができた。また多様性を認め合う事で視野が広がり、父親の育児参加意識が向上した。1号・2号保護者ともにお互いの生活スタイルを知る事で子育ての意識の向上が進んだとのことであった。

③今後の課題について

保育所で勤めている保育士と、幼稚園で勤めている幼稚園教諭が保育・教育を担っていくので、今年始めて幼稚園教諭が保育所に1年間出向して体験・人事交流している。保育所と幼稚園のそれぞれのやり方・文化があるので、それをどう共有しながらこれから保育教諭として働くかが課題となっている。

幼稚園には学校教育法に基づいた週案などの様式が、保育所には厚生労働省が担っている週案などの指導様式があり、全く違ったので、認定こども園としてどう整理していくのかが今後の大きな課題である。いまだに報告が2本立てになっており、負担が大きい。

(2) 質疑応答 (主なもの)

Q 民間の認定こども園が15園ある中で公立認定こども園を運営されている高槻市が見本となる運営をしなければならないと思うが、現状における民間との差はどうか。

A 民間との交流をしていないので、どんな形で保育をされているのかが分かりづらいが、習い事(英語やスイミングなど)を提供する事が教育を提供していると思われる部分があり、そこは問題であると思われる。

Q 保育士の確保について

A 高槻市では、保育士確保の為に保育士保育所支援センターを運営している。正職の募集もしているが、アルバイトの募集も行っており、実際は民間の保育士不足を解消するために行っている。民間に対して、アドバイスを行うなどして保育士確保に努めている。

Q 認定こども園になれば子供たちは幼稚園児になり、保育所の保護者からすると入園費や制服などの負担金が発生したと思われるが問題はなかったか。

A 当初は入園金が発生したが、平成27年度からは入園金は発生しておらず、ここを卒園した子供たちは幼稚園卒ではなく、認定こども園の卒園児となっている。同じく27年度から制服なし。

◎福岡県 北九州市

対応者：子ども家庭局子ども家庭部幼稚園・子ども園課長、主幹、保育課指導係長、
議会事務局政策調査課調査係主査

(1) 乳幼児教育の充実について

①保育の質の向上の取り組みについて

北九州市では、保育士の配置基準を1才児6：1⇒5：1に。この配置により、きめ細やかな対応ができ、嘔みつき等の事象が減少した。平成27年度の新制度により北九州市も小規模保育が増えており、全員が保育士と言う事で実施している。小規模保育でも5：1の基準を当てはめている。

研修制度では、文部科学省からの教育の質の向上に関わる事業で行われており、北九州市では昭和49年から北九州市保育研修所を設立し、昭和53年に財団法人北九州市社会福祉研修所を設立した。

北九州市保育所連盟が保育所を束ねており、年に1回11月3日に保育研修大会を開催し、54回目を迎えている。北九州市保育士全員が集まって実践発表や全国的に有名な講師の先生を招き、午後から記念講演を行っている。

保育サービスの質の向上と利用者への適切な情報提供を図るために、全国に先駆けて平成13年度に「北九州市児童福祉施設等第三者評価委員会」を設置し、平成15年度から保育所等の第三者評価事業を実施している。

②保幼小連携の取り組みについて

・取り組みの概要について

子供たちの乳幼児期からの成長過程において、コミュニケーション力の欠如、規範意識の低下等、様々な課題が生じている。近年「小1プロブレム」と言われる事象が見られるようになった。

乳幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図るため、保幼小連携の推進の必要性が高まり、平成20年3月に新しい保育所保育指針・幼稚園教育要領・小学校学習指導要領が告示され、それぞれに連携の必要性が明記された。

「元気発進！子どもプラン」と「北九州市子どもの未来を開く教育プラン」との中で、幼児期と児童期の円滑な接続を図るため、保幼小連携事業の拡充に取り組んでいく事としている。

これまでの取り組みとして、モデル事業を行ってきた。平成17・18年は市内3校区を「保幼小連携事業」のモデル校区とし子ども同士や、職員間交流で研修した内容を「保幼小連携推進会議」で検討した。平成19・20年度はその成果を踏まえ、より実践的な研究に取り組み、20年度末にその報告書を市内の全保育所、幼稚園、小学校へ配布し、市内全域への普及を図った。

平成23年度に連携推進に関する協議や情報交換を行うために、「保幼小連携推進連絡協議会」を設置し、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を意識し、連携推進のガイ



ドブック的役割を果たす『保幼小連携プログラム「つながる」1～3号』を作成し、全施設に配布した。

・今後の課題について

保育所、幼稚園、小学校で何らかの方法で連携担当者同士が連絡を取り合っているが、一方で「具体的に何をすればいいのかわからない」などの意見もある事から、保幼小連携プログラムや連携担当者名簿の更なる活用を促す必要がある。

(2) 質疑応答 (主なもの)

Q 保育士の確保が困難である中で、配置基準を引き上げられた事による保育士の不足はないのか。

A 平成23年当時はそこまで保育士不足ということにはなかった。今は定着しており、これが原因での保育士不足にはなっていない。6:1を下回る事は問題だが、5:1を守らないと補助金を出さないと言う事では無い。その年その年で変わる事はあ

Q 保幼小連携で保育園の子どもは小学校へ年何回ぐらい行っているのか。

A 定着している園は、年間プログラムに組み込まれているので、学期に一回ずつとか、避難訓練を一緒にしたりしている。散歩の途中で小学校に寄ったりするという連携をしているところもあり、年何回という決まりはない。

Q 幼稚園や保育所は各小学校区以外で通園や通所をしている子どももあり、その場合の連携は取りにくいと思われるが、その点はどのような状況であるか。

A 小学校は大抵公立であるために、作りはほぼ同じであり、保育所では自分の行く小学校では無くても、小学校環境を体験する事は出来る。また、給食の事や、トイレでハンカチで手を拭く事はなく手ふきタオルで拭く事や、上履きを履く事など、生活環境の違いを学ばせる事が大切と考えている。

◎広島県 三次市

対応者：三次市議会議長、産業環境部環境政策課長、部付課長、業務管理係長、主任、議会事務局政策調査係長、主任

(1) ゴミ減量化の取り組みについて

平成8年に供用を開始したゴミ処理施設「三次環境クリーンセンター」において燃えるゴミの焼却処理のほか、その他のゴミの破碎選別・リサイクルを行っている。資源ゴミについてより一層の分別徹底を推進することにより、ゴミの減量、資源化率の向上、さらには最終処分場への搬出量を削減する事を基本的な方針としている。

市民への啓発活動として、「今すぐできる ゴみを減らす3Rともう一つのR」を進めており、もう一つのRとしてリスペクト—相手への思いやり、尊敬」をかかげている。



第2次三次市総合計画に掲げる取り組みとして環境型社会の実現を主軸とし、廃棄物のリサイクル活動の推進では、今まで以上に分別収集を徹底し、循環型社会の構築に向け、廃棄物の減量と更なるリサイクルを図っている。廃棄物の付加価値化として、廃食油を精製し、バイオディーゼル燃料にしたり、陶器・ガラス等のカレットサンド化による埋め戻し材への活用、また焼却灰のセメント資源化を検討し、更なるリサイクルを推進する。粗大ゴミの処分においては、現在無料で行っているが、排出抑制とより一層の費用負担の公平性を確保するため、今後検討を行っていくことにしている。

基本計画として、三次市環境基本計画を策定し、環境づくりに係る資源・資源循環エネルギー分野については「環境型社会～地球にやさしいエコなまち～」を掲げ、「大切につかう。」「きちんと処理する。」「資源を活かす。」の3項目を進めることとした。

主な施策としては、平成15年10月から粗大ゴミを除く全てのゴミの有料化（指定袋制、事業系ごみ手数料徴収）を行うと共に、分別収集の徹底を図るため、分別項目を平成8年以降徐々に増やし、平成16年4月以降はゴミの17分別を実施している。環境教育・普及啓発に努め、平成19年から街角Ecoステーション事業として、市内の住民自治組織が行う地域環境の保全及び創造のための事業に対し助成金を交付することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るとともに、環境問題に取り組む拠点づくりを支援している。平成18年からはノー包装運動を開始し、レジ袋辞退をポイント制による特典を設けていたが、平成23年10月からは「広島発・ストップ地球温暖化県民運動」の一環として広島県及び他の市町と足並みをそろえ、レジ袋無料配布中止（レジ袋有料化）に取り組んでいる。また、生ゴミの削減のために家庭ゴミ処理機購入費補助を実施していたが、普及等に伴う申請数の減少を受けて廃止するなど事業の見直しも行っている。

(2) 質疑応答（主なもの）

Q 広島県では可燃ゴミのRDF化が進められているが、三次市ではその施策に参加しなかった理由は何か？

A 県が進められていた時期には三次環境クリーンセンターが稼働しており、施設も新しかった事もあり、市独自で行っている。

Q 市町村合併が平成16年に行われたが、センター新設時（平成8年）に合併時のゴミ処理量も考えてセンター新設を行われたのか。

A 合併前から広域の1市6町村で組合を作って処理を行っていたので、処理量においては問題なく処理されている。

Q 舞鶴市の可燃ゴミの詳細で紙類が多く、その減量化にどう取り組むかを検討しているが、三次市ではさらに紙類が多くなっているがそれはなぜか

A 新聞等を何かに利用されてから、それを可燃ゴミとして排出されている事と、舞鶴市のように細かい紙ゴミを回収していない事が原因と考えられる。その理由として、細かい紙ゴミの中に不純物が混ざる事が懸念される事と、今現在の紙ゴミの量が焼却炉の熱量確保の為の適正量と考え、あえて細かい紙ゴミまでは回収をしていないため。